

【訪問看護ステーション申込書・説明書】

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口及び提供責任者

氏名 小野木 智美

連絡先 047-445-2442 (午前9時～午後5時まで)

※ ご不明な点はなんでもご相談ください。

2 訪問看護の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	鎌ヶ谷訪問看護ステーション
所在地	鎌ヶ谷市初富 808-414
サービスを提供する地域	鎌ヶ谷市、松戸市（五香地区）、白井市 船橋市（八木が谷・二和・高根・丸山地区） ※

※ 上記以外の方も希望の方はご相談ください。

(2) サービス提供時間

※ 月曜日から土曜日 9:00～17:00（祝日も訪問致します。）

※ 日曜は休業となります。

※ 12月30日～1月3日までは休業となります。

※ 24時間緊急連絡体制(必要時)があります。

3 サービスの内容

・全身状態の観察・精神状態の観察とケア

・清拭・洗髪等による清潔の保持

・食事及び排泄等日常生活の看護

・褥瘡の予防・処置

・リハビリテーション

・ターミナルケア

・療養生活や介護方法の指導

・カテーテル等の管理

・その他医師の指示による医療処置

4 利用料金

(1) お支払いいただく基本料金は下記のとおりです。

		基本療養費	管理療養費	物価対応	ベースアップ	DX加算	合計	1割負担
月1回目	看護師	¥5,550	¥7,710	*(1) ¥60	*(2) ¥1,830	¥50	¥15,200	¥1,520
	准看護師	¥5,050					¥14,700	¥1,470
月2以降回目	看護師	¥5,550	¥3,010	*(1) ¥20			¥8,580	¥860
	准看護師	¥5,050					¥8,080	¥810
	週4回目以降(准看)	¥6550 (6050)					¥9,580 (9,080)	¥960 (910)
月1回目	特別管理加算(1)						¥5,000	¥500
	特別管理加算(2)						¥2,500	¥250
	24時間対応体制加算						¥6,520	¥650
	訪問看護情報提供書1.2.3						¥1,500	¥150

(1割負担のみ記載していますが、2割負担の方は2倍、3割負担の方は3倍になります。)

- *①訪問看護物価対応料 月の初日の訪問 60円/回 → R9年6月～ 120円/回
月の2回目以降の訪問 20円/回 → R9年6月～ 40円/回
- *②訪問看護ベースアップ評価料（I） 1,830円/月 → R9年6月～ 2,880円/月

※ 基本料金のほかに、必要に応じて加算があります。

※ お亡くなりになったご利用者様に対して24時間以内にターミナルケアを行った場合。

1ヶ月につき 25,000円（自己負担3割 7,500円）
（自己負担1割 2,500円）

(2) 自費料金

①交通費（往復）		
片道5km以内		400円
片道10km以内		600円
片道10km以上		800円
② 記録の複写物	1枚につき	20円
③ 処置料		
エンゼルケア（6:00～22:00）		10,000円
エンゼルケア（22:00～6:00）		15,000円

(3) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金をいただきます。キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。（連絡先 電話 047-445-2442）

① 利用の当日、午前8時30分までに連絡があった場合	無料
② 利用の当日、午前8時30分までに連絡がない場合	当該基本料金の 50%

(4) その他

- ① お客様の住まいで、看護を提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は、お客様のご負担になります。
- ② 料金のお支払方法
毎月、前月分の請求をいたしますので、月末までにお支払い下さい。
お支払いいただきますと領収書を発行します。

5 当事業所の訪問看護サービスの特徴等

(1) 運営方針

かかりつけの医師の指示書に基づき、看護サービスの提供や健康や療養生活上の様々な相談に応じ、利用者の生活の質を高めることを目指し、住み慣れた居宅での療養生活を支えることを目的とします。

(2) サービス利用のために

事 項	有 無	備 考
男性（看護師等）の有無	×	
看護師等への研修の実施	○	定期的に研修を実施しています。
訪問看護計画の作成	○	

(3) 事業所の取り組み

① ハラスメントの防止

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

1 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

*身体的な力を使って危害を及ぼす(及ぼされそうになった)行為

*個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為

*意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該法人職員、関係事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

2 ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。

② 虐待防止について

事業所は、ご利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

1 事業所はご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。

2 当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

3 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

4 事業所は次の通り虐待防止責任者を定めます。

役職：管理者 氏名：小野木 智美

③ 感染症対策について

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- 1 従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- 2 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- 3 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底しています。
- 4 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備していきます。
- 5 従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

④ 業務継続に向けた取り組みについて

- 1 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- 2 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じ業務継続計画の変更を行います。

<訪問看護ステーション申込書>

事業所

千葉県鎌ケ谷市初富 808-414

鎌ケ谷訪問看護ステーション 理事長 秋元 伸夫

説明者

鎌ケ谷訪問看護ステーション

氏名

令和 年 月 日

説明を受け了承しました。

利用者

住 所 千葉県

氏 名

連絡先

(代理人)

住 所

氏 名

連絡先